

クーリング・オフについて

不動産特定共同事業法（以下「法」という。）第26条で出資者は、締結した不動産特定共同事業契約について、法第25条で定める契約成立時書面の電子交付を受けた日から起算して8日を経過するまでの間、当社宛に書面による解約を申し出た場合であれば、クーリング・オフによる契約解除が可能です。期間内に契約解除を希望されるお客様は、当社所定の契約解除通知書にて、当社宛に解除の通知をお申し出下さい。本通知書を確認次第、出資金を返還いたします。なお、返還に係る違約金や振込手数料の発生はございません。